

太宰府政所考

竹内, 理三

<https://doi.org/10.15017/2334020>

出版情報 : 史淵. 71, pp.25-54, 1956-12-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

大宰府政所考

竹内理三

八七二年（貞觀十二）二月二十三日、太宰大貳藤原冬緒は、四ヶ条の起請を進めたその第三条に、

承前之例、諸国雜米各随其本色、輪納諸司・諸所、而或司全納、用尽既訖、或所々多致未進、公途有闕、至有期会、不得廻撥、况復件司等、監・典二人勾當釐務、或時有自由、亦非無判置、貢進之怠、莫不緣此、縱令一任之内、殊立嚴制、猶恐相承之官、任意

改更、自非官符、何立後法、望請、五使料之外、庸米并雜米、惣納稅庫、每日下行、若非符宜之旨、輒以下用、監當之官、准法科罪、○三代
實錄

と見える。太宰府に、諸司・諸所があつて、管内諸国の雜米を、あたかも中央の百寮が、それぞれ諸国の年料米を收納するが如くに、收納していたのである。そして、それらの「司」には、監・典の二人が釐務を勾當していたとある。然し、太宰府の此等の諸司・諸所については、まだ充分知られていない。本稿を草する所以である。

(一)

職員令は、太宰府の官人を次の如く規定している。

主神一人 掌諸祭祠事、帥一人 掌祠社戸口薄帳、字養百姓、勸課農桑、糾察所部、貢奉孝義田宅良賤訴訟調倉稟衛役兵士器仗鼓吹郵駅伝馬烽候城牧過所公私馬牛鬪遺雜物及寺僧尼名籍蕃客婦化饗議事、大貳一人 掌同帥、少貳二人 掌同大貳、大監二人

掌糺判府内、審署文案、勾稽失察非違、少監二人 掌同大監、大典二人 掌受事上抄、勘署文案、檢出稽失、誦申公文、少典二人 掌同大典、大判事一人 掌案覆犯状、断定刑名、判諸爭訟、少判事一人 掌同大判事、大令史一人 掌抄写判文、少令史一人

掌同大令史、大工一人 掌城隍戎器舟楫諸當作事、少工二人 防人正一人 掌防人名帳戎具、教閱及食料田事、祐一人 掌同
 掌同大工、博士二人 掌教授経業、課試学生、陰陽師一人 上、令史一人、主船一人 掌修理舟楫、主厨一人 掌醢醢醢
 掌占筮相地、医師二人 掌診候療病、算師一人 掌勘計物数、 齋數鮭等事、史生廿人

ここにあげられた太宰府官人は、合計すれば五十一人である。七〇三年（大宝三）に太宰府史生十員を増すと続記にみえるが、現存の令が養老令であるとすれば、この時の増員は、史生二〇人の中に含まれているとみるべきであろう。七三〇年（天平二）太宰帥大伴旅人宅で行われた有名な梅花宴では、大式紀卿・少式小野大夫（老）・少式粟田大夫（人上）・主人（大伴旅人）・大監大伴百代・少監阿奥島・少監土師百村・大典史大原・少典山若麻呂・大判事舟麻呂・薬師張福子・薬師高義通・神司荒稻布・大令史野宿奈麻呂・少令史田肥人・陰陽師礪法麻呂・卒師志大道の府官人が歌を詠じている^五。こうした正規の官人の外に、七〇八年（和銅元）には、帥に八人、大式に四人の儀仗を給せられることになっており^五。こうして正統の官人の外に、七〇八年（和銅元）には、帥に八人、大式に四人の儀仗を給せられることになっており^五。こうして正統の官人の外に、帥に二〇人、大式に一四人、少式に一〇人、大監・少監・大判事に各六人、大工・少判事・大
 典・防人正・主神・博士に各五人、少典・陰陽師・医師・少工・卒師・主船・主厨・防人祐に各四人、諸令史に各三人、史生に各二人ずつの事力を給することになっている^{軍防}。此等の事力は、給主の雑役に服するものであり（職分田の耕作なども行う）、総数一七二人となる。その数は、帥・大式に儀仗を給することになった翌年には半減せられたけれども、^統七、一六年（靈龜二）には再び旧に復している^上。軍防令に定めた事力の数は、その旧に復した数であろう。また七八一年（天応元）の官符によれば、府の学校には、管内六国の学生・医生・算生二百余人ありとみえ^{三代格}、七九七年（延暦一六）には、太宰府の使部三〇人とみえ^{同上}、八〇六年（大同元）には、大監・少監・大典・少典を各一員を増員し^{日本}、翌年には、府に直する使部二百人、散仕一百人、その官任を量つて三等に分ち、正税稻を借貸すと定め^{三代格}、八^{後紀}一四年（弘仁五）太宰府算師一員を増員し^{同上}、八二三年（弘仁一四）には、主厨・主船をやめて主城二員をおいた^{同上}

八二六年（天長三）には、太宰府および九国二島の兵士を廃して、選士衛卒を置いたが、府におかれた選士は四〇〇人、衛卒は二〇〇人であった。このことを定めた官符には、次のように述べている。

此府者九国二嶋之所輻輳、夷民往来、盜賊無時、追捕拷掠、可有其備、加以兵馬廿疋、飼丁、草丁、貢上梁物所、作紙所、大野城

修理等、旧例皆以兵士充、今商量、置此二百人、充件雜役、〇三代格十八

とみえる。これ以前の府兵の数は明らかでないが、恐らくこの時におかれた選士衛卒の数より少ないことはないであろう。

八四〇年（承和七）さきに廃した主厨・主船を復活して、大主城一員を廃し同上、八四一年（承和八）太宰府の曹百四〇

を対馬嶋の防人に充てた続後。府の曹とは如何なる者を指すかは明らかでないが、曹は獄舎の意味があるから、或は罪人のことであろうか。八九五五年（寛平五）に博多警固所に夷俘五〇人を加えた同上とある、俘囚に類するものであろうか。

また延喜式によれば、太宰府鼓吹丁として、筑前・肥後各七十二人、筑後、肥前各五十四人、豊前・豊後各三十六人とあり（計して三二二人となる）、府掌二人、太宰府に充てる仕丁として、

帥三〇人、大式二〇人、少式一二人、大小監各八人、主神・主工

伎各三人、府衛四人、学校二人、藏司二人、税倉一人、菓司一

・大小典・博士・明法博士・主厨各六人、音博士・陰陽師・医師

人、匠司一人、修理器仗所一人、守客館一人、守辰六人、守駅館

・算師・主船各五人、大唐通事四人、史生・新羅訳語・琴師・儀

一人、儲料二〇人

とあり、引つづいて「主船一百九十七人、厨戸三百九十六烟」とある民部。仕丁を、仮りに少式以下の官人が合制のまま

の数であるとして計算すれば、帥以下僚仗に至るまでの仕丁総数二九五五人、それに府の各所司の守衛仕丁合計四一人、両者合せて三三六人。これに主船司の駆使丁を加えれば、五三三人となる。これ以後、太宰府官人及びそれをめぐる准官人

については、九三五年（承平五年）に、史生二人をやめて、檢非違使正権各一員をおいたことがある位で別聚符ある。た

しかに、職員令に定められた太宰府官人は、計五〇人を出でないけれども、その官人に供奉する僚仗、駆使に従う事力・

仕丁等を加え、更に府兵、選士等を加えれば数千の数に達する。此等の中には分番によつて、府につめる者もあつて、そ

のすべてが常時府に居なかつたとしても、太宰府には府の外に筑前国衙があり、観世音寺・国分寺がある。七六九年（神護景雲三年十月）大宰府が、府庫に史記漢書後漢書三国志晋書の各一部を置かんことを請うた言葉に「此府人物殷繁、天下之一都會也」とのべているのは統紀、多少の誇張はあるにしても、虚構であるとは考えられない。而も、府の官人は、時を降るにつれて、増加の傾向を示している。

九〇五年（延喜五年）勘造の観世音寺資財帳の奥に加えられた府官の判は、

帥三品兼中務卿親王 在京

正六位上行大監清原真人

大式從四位下藤原朝臣

從六位上守大監藤原朝臣「百万」

從五位上行少式源朝臣「輔行」

正六位上行少監平朝臣「季方」

少式兼筑前守從五位下藤原朝臣

少監 闕
正六位上行大典笠朝臣

正六位上行大典秦忌寸

正六位上行少典御船宿禰「光方」

從六位上守少典秦宿禰

とあつて、令制がそのまま遵守せられていることを示している。ついで九九三年（正暦四）安樂寺廟に道真贈位の勅使下

向の際、廟前に現じた恠異を奏した太宰府解の連署は次の如くなつてゐる。

中務卿兼帥四品親王 在京

正六位上行大典刑部宿禰

正三位行皇后宮権大夫典大式藤原朝臣佐理

從三位下行権大監平朝臣致光

從五位上行少式兼筑前守藤原朝臣説孝

大監正一位上藤原朝臣

少式從五位下藤原朝臣延明

六六 大監正一位上藤原朝臣

権少式從五位下藤原朝臣孝友

大監正位上藤原朝臣

権少式從五位下紀朝臣

正六位上行少監清原真人

正六位上行少監秦宿禰晴正

正六位上行少監清原真人

正六位上行少典奏宿禰

正六位上行少典伴宿禰如武

正六位上行少典螭部良広

となつており、江見左織氏所蔵文書、少式二人の外に権少式二人、大監二人の外に権大典、少監二人の外に二人、少典二人の外に一人と、令制の官制がくずれ始めたことを示している。九九六年（長徳二）の大間書にも、

太宰府

主 神

大監正六位上平朝臣中方文章生

権大監正六位上大中臣朝臣範政内暨頭

権少監正六位上藤原朝臣経則勸学院別当

少典正六位上刑部宿禰諸延停正暦二年内給美作大目坂上吉忠改任

主 工

権 主 工

博 主 士

明法博士

音博士

主 船

主 樹

大唐通事

と見え、権官が常置化しつつあることを示している。更に下つて一〇二六年（万寿三）宇佐宮の恠異を太政官に報告し

た大宰府解になると類聚符、
宣抄三、

帥 闕

正三位行大式藤原朝臣

正五位下行少式兼筑前守高階朝臣

正五位下行少式兼肥後守藤原朝臣

正六位上行大典豊国宿禰公職

從五位下行權大監藤原朝臣貞清

從五位下行大監平朝臣季基

從五位下行權大監藤原朝臣頼業

從五位下行大監平朝臣

從五位下權少監菅野朝臣

從五位下行少監大藏朝臣

從五位下行少監豐嶋真人時道

正六位上行少監安倍朝臣

正六位上行少監財部宿禰

正六位上行權大典建部宿禰

正六位上行權大典大藏朝臣

正六位上行大典上毛乃朝臣弘

正六位上行大典財部宿禰

正六位上行權少典大中臣朝臣

とあつて、帥・大式、少式二人、大監二人、權大監二人、少監四人、權少監一人、大典三人、權大典二人、權小典一人となつてゐる。令制では十二人であるところが十九人となつてゐる。また翌年の大宰府解には、

帥 闕

正三位行大式藤原朝臣惟憲

正五位下行少式兼筑前守高階朝臣成順

正五位下行少式兼肥後守藤原朝臣致光

正六位上行大典財部宿禰

從五位下行權大監藤原朝臣貞清

從五位下行大監平朝臣季基

從五位下行大監平朝臣成信

從五位下行少監大藏朝臣

のおかれてゐる「府」は、後に論ずることとする。

まず、学校である。ここには守衛仕丁二人を置く。府の学校のある一劃を「学校院」と称したことは、一〇二一年（治安元）の観世音寺牒に

請被任道理裁斷、学校院別当権少監多治、乍見寺家所領公驗、号学校院所領四至内、相妨寺領四至内地状

とあるのが初見である。府の学校のことは、続日本紀にも見え、令制に定められた大宰府の博士は「教授管国学生」ものであり、初めは「経業」を教授する博士、即ち明経博士一人であつたものが、間もなくして音博士がおかれ、七九九年（延暦十八）明法博士がおかれた三代格五天長二、五廿五官符。医師及び算師も亦それぞれ算道・医道の教授を行つた。延喜式には、

博士・明法博士・音博士・医師・算師がみえ、ほかに学校なるものをみえ、式部式上に「其六国学生、医生皆集府下、分業教習」と見える。こうした教官以外に、事務官として「学校院別当」があつたことが前掲文書で知られる。この文書

は、観世音寺が、学校院別当が寺家四至内の領地二町許を越境してとりこめたことを訴えたものであるが、その特別当が証拠として提出した「学校院所持公驗」は、「去る天曆十二年六月二日の院司申文によつて申し立てた」ところのものであるという。これによつて、学校院には、院司も存在したことが知られる。この観世音寺の訴は、在府官人によつて、

「任年来例領掌」との外題が加えられたが、学校院の攻勢は止まなかつたらしく、一〇四五年（寛徳二）、太宰府政所は、学校院及び府老千兼等に対して、観世音寺四至内の南及び西方を押妨することを停止している守屋孝藏氏所藏文書寛徳二、二廿九府政所下文案。一〇

五八年（天喜六）には、再び観世音寺は、寺家の四至内の開発田二段を、学校院領と号して地子米を勘責することを停止せんことを府に訴えている松浦厚氏所藏文書天喜六、十一廿三觀世音寺牒案。寺家四至内の開発田二段と称するのは、学校院公驗には「東限松崎小

溝」とあり、観世音寺の寛平五年十一月一日の流記資財帳には、「西限松岳并学校東小道」とある土地で、太宰府政所では、観世音寺に理ありとの裁定を下した同上謀平二七廿七、府政所下文案。一〇六八年（治暦四）にも、学校院院司が、忝に榜示を書き

改めて、学校院東小道の東地二段を横妨したと、寺が訴えている同上治曆四四九。府政所下文案。此等の事件は、学校院と觀世音寺との境界線を示すと共に、学校院院司の職掌―学校院の経済的経営―をも暗示する。果してこの頃まで府学が、学校としての機能を果していたかは明らかでないが、学校院そのものは健在であつたといえる。因に、学校院を学業院と称するに至つたのは、鎌倉時代の日記民経記寛喜四年（貞永元・一二三二年）三月十六日の条に、当時京都の大学寮にのこる孔子等の像のことを記した次の記事が、管見に及んだ初見である。

唐本 先聖先師己
下七十子

此事、吉備大臣渡唐二度之時、給弘文館本、帰朝之間、忘件本不入于船、而孔子於海中飛、俄入船中、隨身置大宰府学業院云々、経信卿為大宰帥之時、初開見学業院之日、顔回影頸切明白也、経信卿、召学業院耆老等、問顔回頭切失子細之处、耆老云、件影者吉備大臣自唐渡来、先奉安置此院、数日之後、欲奉

渡皇城之处、海中物鳴、大臣驚恠之間、奉入孔子楨、自然発解成體、計其数一鋪已以不足、是以大驚、如本婦学業院、奉尋之处、如本令懸給、帰上之時如初、又発見如初婦具、仍被于船中二度能令封納之处、経二日於海中又婦失、仍婦見之处、顔回頸件度切失云々、大臣其時成恠、以百濟絵師、於学業院奉図、以新本渡大学寮云々、

とある文である。江次第鈔・二月积尊の条に、

或曰、吉備大臣入唐、持弘文館之画像来朝、安置太宰府学業院

大臣又命百濟画師、奉図彼本、置大学寮云々、

とあるのは、江次第の原文ではなくて、一条兼良の註記であろう。

「兵馬所」については、稍明らかにし得る。中央にも兵部省の被官に兵馬司があつて、

正一人掌牧及兵馬郵駅公私馬牛事、佑一人、大令史一人、少令史一人、使部六人、直丁一人、

と職員令にみえる。大宰府にも、兵馬二〇疋があつて、飼丁・草丁が居ることは、前掲八二六年（天長二）選士・衛卒を置いたときの官符に見え、兵馬所の名は、九七五年（天延三）の兵馬所解が初見であり、これは兵馬所の組織をかなり明らかにするものである。曰く

兵馬所解申請府符事

被載不可領知秣田漆町宿捌拾歩状

左郭九条十二防四段、廿二条三防八段三防内三段。

右郭十六条八防三段、廿条三防七段百八十歩、七防八段、廿

二(一)条二防八段、三防八段、六防八段、廿二条二防八段

三防八段

右、被去十月廿日符到来旨、件田觀世音寺常住大悲觀音并新造

薬師・十一面、延命四鉢尊像等常燈分料、以今月十一日施入已

了、所宜承知、自來天延四年春不可領知、但政所院料先年所割

度秣田十町秣畠等依停止、彼院如本猶所之可領也、其内十六条

即ち兵馬所には、秣田・秣畠があり、別當・勾當・執當・官人代と、四等官制らしき職員もおかれたことがわかる。但

し、この文書は、時の大宰大貳藤原国章が、觀世音寺の觀音並びに新造の薬師・十一面・延命像の常燈料田として、兵馬

所秣田を割きとつて施入したことを、兵馬所が諒承した請文であるので、兵馬所本来の機能が維持されたと考えるのは困

難である。大貳国章の兵馬所秣田施入する代りの条件として、先年割きとつた秣田十町を政所院に返却すると称している

から、秣田の変質は、これ以前からであると見なくてはなるまい。政所院は、兵馬所の政所院と思われる。兵馬所の官人

は、政所院にあつて、有形無実の兵馬所田の所得のみに預かる職掌と化していたのであろう。あたかも同じ頃、觀世音寺

でも「檢彼寺代代進府用途帳、所載雜用已以有其數、就中寺女奴婢多有其名、今尋実情、已是無身、而称彼常食、徒備立

用、為僧有罪、為寺無益」ということが指摘されている。百卷本東大寺文書永延二。兵馬所は、九九八年(長徳四)に至つ

て、さきの国章施入の三仏常燈田を、兵馬田と号して作人を徵責し、同時に同じく大宰官人の施入した左郭十五条十一防

三段、十六条十一防三段、廿条十一防七段、廿一条十二防四段、右郭八条五防七段、四条八防二段の田地の奪回をも企て

ている。これを訴へた觀世音寺牒に対して、大貳は、牒状を大帳所兵馬所に下して勘申せしめ、「或無所抛公驗、或不見施

八防三段、廿一条二防八段、六防八段、廿二条二防八段、三防

八防并四町三段、在此施入之内、除此之外既可返領者、所請如

件以解、
天延三年十一月廿四日
官人代建部
別當少監藤原 在判
勾當百濟
謙仗長清原邦縁
調
蔭孫高階理家
海原 在判
執当赤染末貫
宗形

官人代小沼田 ○内閣文庫文書

入文書、然而神社仏寺之施入、宜免兵馬所口口、以寺家令進止之」と判している。内閣文庫文書長徳四十。一〇〇六年（寛弘三）にも、観世音寺が、その四至内と称する左郭二条十二防、三条十二防、九条十一防の内の田地を、兵馬田と注して

入責していることを訴えられているが、この観世音寺牒には、左兵馬司と見え、且、「右兵馬田」「左兵馬田」の名が見える。内閣文庫文書寛弘三十。一〇三五年（長元八）にも、観世

音寺は、寺家南大門、筑前国分寺、市町垣内、赤坂浦、東材寺背等の寺田を、兵馬所が妨げると訴へている。太宰府公文

所では、兵馬所直人、庁頭、中臣師信を召問した。内閣文庫文書長元八六廿観世音寺。牒案長元九十五公文所勘申案ここに兵馬所に直人があり、庁頭なる職掌があつたことが知られる。兵馬所と観世音寺との、永年にわたる相論は、一〇三八年（長暦二）の、二通の太宰府政所下文によつて、結末がつけられた。

政所下 左右兩郭
可停兵馬所防令観世音寺領知郭内作田事、
本領田拾壹町玖段貳佰漆拾歩
左郭玖肆町段貳佰漆拾歩
貳条陸坊貳段、拾貳坊貳段佰捌拾歩參条玖坊參段半、拾貳坊貳佰漆拾歩 肆条捌坊參段、玖条拾壹坊壹段、拾貳坊肆段、拾肆条拾壹坊參段、拾伍条拾壹坊參段、拾陸条拾壹坊參段拾玖条拾坊五段、貳拾条拾壹坊漆段、貳拾壹条拾貳坊肆段、貳拾貳条參坊捌段、肆坊内參段、
右郭漆町
肆条捌坊貳段、漆坊貳段、捌条伍坊漆段、拾陸条捌坊參段半、貳拾条參坊漆段半、漆坊捌段、貳拾壹条貳坊捌段、參坊捌段、陸坊捌段、貳拾貳条貳坊捌段、參坊捌段、
大宰府政所考

政所下 左右兩郭

可停兵馬所防令観世音寺領知郭内作田事、

本領田拾壹町玖段貳佰漆拾歩

左郭玖肆町段貳佰漆拾歩

貳条陸坊貳段、拾貳坊貳段佰捌拾歩參条玖坊參段半、拾貳坊貳佰漆拾歩

肆条捌坊參段、玖条拾壹坊壹段、拾貳坊肆段、拾肆条拾壹坊參段、拾伍条拾壹坊參段、拾陸条拾壹坊參段拾玖条拾坊五段、貳拾条拾壹坊漆段、貳拾壹条拾貳坊肆段、拾貳坊肆段、拾肆条拾壹坊參段、拾伍条拾壹坊參段、拾陸条拾壹坊參段拾玖条拾坊五段、貳拾条拾壹坊漆段、貳拾壹条拾貳坊肆段、

右郭漆町

肆条捌坊貳段、漆坊貳段、捌条伍坊漆段、拾陸条捌坊參段半、貳拾条參坊漆段半、漆坊捌段、貳拾壹条貳坊捌段、參坊捌段、陸坊捌段、貳拾貳条貳坊捌段、參坊捌段、

大宰府政所考

政所下 兵馬所

可停兵馬所防令観世音寺領知郭内作田事、

本領田拾壹町玖段貳佰漆拾歩

左郭玖肆町段貳佰漆拾歩

貳条陸坊貳段、拾貳坊貳段佰捌拾歩參条玖坊參段半、拾貳坊貳佰漆拾歩

肆条捌坊參段、玖条拾壹坊壹段、拾貳坊肆段、拾肆条拾壹坊參段、拾伍条拾壹坊參段、拾陸条拾壹坊參段拾玖条拾坊五段、貳拾条拾壹坊漆段、貳拾壹条拾貳坊肆段、拾貳坊肆段、拾肆条拾壹坊參段、拾伍条拾壹坊參段、拾陸条拾壹坊參段拾玖条拾坊五段、貳拾条拾壹坊漆段、貳拾壹条拾貳坊肆段、

四至内開田捌段

学校東從小道東貳段、南大門鳥居西壹段、南大門東大野河

北貳段、東大門北大野河西參段

右被 上宣云、件坪坪田比較寺公驗之處、已入其四至之内、但

至本領田者、領知可然、於新開田者、雖四至内、非可必領、然

而事縁善根、可從優免、宣卿在地郭、停兵馬所妨、永令寺家領

者、所卿如件、郭宜承知、依宣行之

長暦二年二月十六日 大監平朝臣

權大監秦宿禰

（○以下署名略す。前掲府官人位署表參看のこと）

政所下 兵馬所

可停兵馬所防令観世音寺領知郭内作田事、

本領田拾壹町玖段貳佰漆拾歩

左郭玖肆町段貳佰漆拾歩

貳条陸坊貳段、拾貳坊貳段佰捌拾歩參条玖坊參段半、拾貳坊貳佰漆拾歩

肆条捌坊參段、玖条拾壹坊壹段、拾貳坊肆段、拾肆条拾壹坊參段、拾伍条拾壹坊參段、拾陸条拾壹坊參段拾玖条拾坊五段、貳拾条拾壹坊漆段、貳拾壹条拾貳坊肆段、拾貳坊肆段、拾肆条拾壹坊參段、拾伍条拾壹坊參段、拾陸条拾壹坊參段拾玖条拾坊五段、貳拾条拾壹坊漆段、貳拾壹条拾貳坊肆段、

右、得彼寺司解状傳、請被任前々御判旨、裁許領掌為兵馬所、

被妨領寺領市町畠内開発田式段状、右件市町畠為寺領経年序

也、而依有水便所開等也、而依前々如此妨、進府申文之処、任

理被免除已了、而今有此妨、仍言上如件、望請府裁、任前々御

判旨、被免除者、都督藤原卿宣、件田任先判旨、可免除之由下

大監平朝臣（以下署名中略）

長曆二年三月八日

○内閣文庫文書

然し兵馬所は、一〇七二年（延久四）に至つて、上掲文書に見える右郭二十一条二坊、二十二条二坊から勘出田を勘出

して、これを兵馬所領と主張した同上文書延久四五。府政所では、「前兵馬所預師吉之時、已無其愁、爰吉助沙汰之間、今

有此訴」として同上延久四六、兵馬所をして寺家に免除せしめた同上延久四六。兵馬所預師吉は、一〇三五年の相論に召問さ

れた直人序頭師信と、その名に類似が感ぜられ、預は、序頭と同一職掌であろうか。兵馬所の名は、これを最後とするが、これによつて、一一世紀までは、なおその存在をたしかめることはできた。

(三)

次に客館は鴻臚館であらう。平安期にみえる「蕃客所」は、大宰帥の職掌に「寺僧尼名籍蕃客帰化饗饗事」とある部分を担当するものであらう。蕃客所の組織の一端を示している。延喜民部式に、「凡大宰府蕃客儲米三千八百卅石、若経年致損、便充公用、廻旧収新供事」とみえる。次の文書は、

蕃客所

注進呉樂所役事

正月修善上七箇日所役

四月十五日安居初所役

七月十五日蓮花会所役
右件所役、一々所注進如件、

應徳二年九月日

執行 山村助正

監代山村 在判 ○内閣文庫文書

とあり、蕃客所に執行・監代があり、觀世音寺の仏会の呉樂役を勤仕していることが示されている。執行山村助正は、寛治

六年には觀世音寺音楽々頭監代、山村助正とあつて同上文書、觀世音寺樂頭を兼ねていたのも、その職掌柄であらう。これより先、一〇一二年（寛弘九）には、蕃客所勾当調公武が、觀世音寺から、吳樂頭伴師高死關替として、吳樂頭に任命されているのも同上文書、これが以前からの例であつたことを示している。而してこれは、蕃客所が主として蕃客の變応をなすものであることを意味する。令の帥の職掌に「蕃客婦化饗謙事」とある部面を分担する所であるわけである。太宰府において蕃客を饗するに樂を用いたことは、大分さかのぼるけれども六八六年（朱鳥元）新羅使が來朝したときに、彼等を饗するために、大和の川原寺の伎樂を筑紫に運び、その代りとして皇后宮の私稻五千束を川原寺に納めたことが書紀にみえるが、こうしたことがずつと後まで行われ、その順備がされていた、と思われる。

觀世音寺の吳樂は、七三一年（天平三）に伎樂面二十三種に裝束を添えて施入し、筑前国の料物を以て安居御願初後に吳樂を勤仕することに始つたが同上文書天平三三、その後、長保頃筑前国からの料物下行が行われなくなり同上文書長保五七、

吳樂係丁四十二人の功稻八百三十束代として、早良郡の田八町四段が充てられたが、一〇〇五年（寛弘二）糟屋西郷に改められている同上文書寛弘二十。蕃客所の官人が、觀世音寺吳樂々頭を兼ねて、寺の所役をなすことは、大宰府が蕃客饗謙に用うる吳樂を、寺の吳樂に依存していたためと察せられるが、蕃客所の官人は吳樂田を蕃客所領化しようとして相論を起している同上文書永長二七十六觀。世音寺所司大衆寺所案。

大宰府の鴻臚館の所在地については、現在の福岡市平和台上という説と、官内町説とがあるが、その名の初見は、八三七年（承和四）続日本後紀三月丁亥の条に、

遣唐大使藤原朝臣常嗣出自鴻臚、堯向太宰府、

とある記事であり、ついで八四七年（承和十四）九月の入唐求法巡礼行記に、

十七日到博太西南能拳嶋下泊船、十八日鴻臚館前、十九日入館止、

とあるのである。次は三代実録仁寿二年（八五二）十二月癸未条の小野篁の伝に、承和五年比、太宰鴻臚館に唐人沈道古なる者が居て算と詩賦を唱和したとみえる。八六九年（貞觀十一）には、統領一人選士四十人甲冑四十具を鴻臚館に遷して、不虞に備えしめた官符に、「塲与鴻臚相去二駅」とある^{三代格}。森克巳博士の「日宋貿易の研究」六九七〇頁にかかげられた鴻臚館表によれば、その最後の所見は、一〇九一年（寛治五）である。寛治五年は蕃客所の名が文献の上に出没する時期である。延喜兵部式に、

凡大宰府定額兵馬二十疋之中、十疋牧馬十疋並分置鴻臚館、備急速之儲、
とあり、又延喜交替式には、

凡大宰府蕃客儲米三千八百卅斛、若経年致損、便充公田、廻田以新、且行且申、

とあるが、而も鴻臚館に常置の官人のおかれたことを示す史料はない、職員令玄蕃寮の条に、「頭一人・掌仏寺僧尼名籍供濟・蕃客辞見・謙饗送迎及在京夷狄・監当館舍事」とある「館舍」は義解には「鴻臚館也」とみえ、集解に、

釈云、謂京及摂津国館舍等、古記云、館舍謂在京及津国館舍者惣檢校也、

とあるのを併せ考えれば、太宰府の蕃客所は八省中の玄蕃寮に当り、府の鴻臚館を監当するものであらう。

蕃客所に関連するものに、主厨司、主船司、警固所がある。職員令には、「主厨」は単に醢醢葷葷鼓鼈の事を掌るとあるのみであるが、八四〇年（承和七）九月二十三日の官符に、

主厨司一員 正八位上官

右制令之日、鑿置主厨、所掌之職、最在蕃客、加以供御之儲不可闕乏、

○三代
格五

とみて、蕃客の饗応がその任の最たるものであり、従つてその所在地も、貞觀十一年新羅侵入警備の夷俘を「鴻臚館并津厨」に配置したとあるように^{三代}実録、博多津、鴻臚館の近辺にあつた。また主厨司の御贄の貢進は、延喜内膳式、

大宰府

御取餽四百五十九斤、短餽五百八十八斤十二匁、薄餽八百五十五斤十五匁、陰餽八十六斤三匁、羽割鬚卅九斤一匁、火焼餽三百卅五斤四匁、己上調物、鮎餽一百七十八斤五匁、鮪餽一百八斤とあり、宮内式に、

三匁、曝漬餽二百九十六斤九匁、甘齋餽九十八斤二匁、己上中男作物、鮪年魚二百廿三斤六匁、煮塩年魚八百卅九斤廿匁、内子鮪年魚卅六斤一匁、己上梁作、鯛醬四斗八升二匁、突鹽二斗三升一匁、蘇房漬一石五斗七升六匁、以上厨作

凡大宰所貢御贄者、調物二千二百九十二斤、中男作物及梁作并厨作物斤物一千七百七十八斤、斗物二石二斗八升、

とみえ、これを貢上する御贄使として、厨造・書生と使一人が当つた^前。延喜民部式に、大宰府厨戸三百九十六烟とあるのは、此らの御贄を採るための海夫であらう。八六二年（貞観四）九月二十二日の官符に、「厨司・染所五使等料惣三千七百八十余斛」とみえるが^{三代格}、一〇〇四年（寛弘元）の大宰府牒に、「遍知院料、且寄主厨司領田式拾町」とみえ赤星、料米が料田化したことを示している。

次に「主船司」の名は、管見の及ぶところ、入唐五家伝に収める頭陀親王入唐略記に、貞観三年八月九日、高岳親王が難波津から太宰貢綿船の帰船に乗じて太宰府鴻臚館に著くや「主船司香山弘貞申府」とあるのが唯一の例である。然し集解の「主船一人」の註に、「大工職掌云舟楫、此即所新造者、故此司、唯掌修理也」とあつて、而も大宰府の条の註に「司」と称しているのは、この項だけである、主船司の存在を示しているとみてよからう。主船は、八二三年（弘仁十

四）主厨と共に一時停止されたが、八四〇年（承和七）再び復活したその理由は、

案警固式云、簡練舟楫、備於不虞者、加以年中例貢絹綿并御贄別貢等物、每年有數、仍常雇民船、多費正税、又遣唐廻使所乘之新羅船、授於府衙、令伝彼様、是尤主船之所掌者也、其大唐

通事有職無掌、望請、更置主船、俾兼通事、即充衛人、令護其船、
○三代格五

とある。主船司の職掌が明らかである。延喜民部式に、「主船一百九十七人」とあるのは、船を護るための係丁であらう。

主船司が舟楫修理を専ら掌るに對し、之を新造するものが「大工」「少工」であり、仕丁一人を充てられた「匠司」は、その司であらう。大工は城隍・戎器・諸宮作の事をも掌るのであつて、その職掌の中心は戎器、諸宮作であつたのであらう。何れも新造であつて修理ではない。修理のためには、「修理器仗所」が設けられていた民部式上。

大宰府の設置の主要なる目的に、外寇防禦があることは申すまでもない。令制に、防人正及び祐があるのも、その名の示す如く、防禦のことに当る人を掌るためである。正倉院文書や万葉集には、はるばる東国から西下した防人のことを伝えてゐる。にも拘わらず、防人司なる名を、令にも式にも格にも見出し得ない。わずかに統紀天平宝字元年（A・D・七五七）閏八月壬申条に、「大宰府防人、頃年差坂東諸国兵士発遣、由是路次之國、皆苦供給、防人産業亦難弁濟、自今已後、宜差西海道七国兵士合一千人、充防人司、依式鎮戎、其集府之日、習五教」とあるのと、義解軍防令の、「凡防人欲至、所在官司預為部分」の註に、「謂官司者防人司也」とある二つの所見があるのみである。しかも七九五年（延暦十四）に防人を廃止したとき、「其防人之官、同從停廢」とあつて三代格十八、その任務の重要性にも拘はらず、その官司の存在は影が薄かつた。而もこの後も防人は、変更をうけつつも依然としておかれたのであるから、防司の任務は、「警固所」に引つがれたものであらう。大宰府警固所の名は、八九五年（寛平七）の官符の事書に、「応加置博多警固所夷俘五十人事」とあるのが初見であり三代格十八、九三二年（承平元）日本紀略七月三日の条に「令占大宰府警固所鷲集事」と見え、一〇〇四年（長保六）十一月十九日の大宰府牒に、「觀世音寺料、寄入警固所領田式拾町、為不輸租田」とある赤皇文書。然し、警固所のための警固田一百町が設定せられたのは、八七三年（貞観十五）のことであり、更にその時の大宰府の説明によれば、貞観十一年に新羅賊が、わが警備の隙をねらつて博多に侵入して大宰府貢綿を掠奪した事件に懲りて、俘囚百人を鴻臚館及び津厨等に移し、五十人を一番として監典をその勾当とし、統領選士をその長として機急の備とし、その糧料は諸國の出挙夷俘料利稻の中から充てしめることとしたが三代実録、八七三年に至つて、夷俘料出挙利稻を諸國から運送す

る煩を省いて、筑前国の公營田の遺りの田一百町を分けて、「警固田」と名づける、とある^{三代}。初め俘囚百人を五十人

ずつ結番せしめることとし、累代武人の家である右近衛少将坂上天宿禰澹守を大宰権少貳に任じ、警固の勾当として下向

せしめたが、彼は現地に臨んで、「博多是隣国輻湊之津、警固武衛之要也、而壠与鴻臚相去二駅、若有客兵出於不意、何

以応於急遽」と建議して^{三代格}、統領一人選士四十人甲冑四十具を移し、例番の外に更に統領二人選士百人を加えることと

した^{三代格}。警固の制がこの時ほぼ成つたと思われる。従つて「警固所」の始まりをここにおいて差支へなからう。

またその所在地は、鴻臚館と同じ場所であつたことがわかる。八七八年（元慶二）には民部大輔藤原房雄が大宰権少貳兼

左近衛権少将に任じて下向し、警固のことを勾当したが^{三代}、八八〇年（元慶四）房雄が肥後守に遷任したのを機会に、

勾当すべき人が無く、且つ、器仗烽候は長官の職務であり、従つて警固も亦長官が当るべきであり、必ずしも別に勾当を

配する必要はない、というので、少貳の勾当を停止した^{三代}。而も八八五年（仁和元）新羅使が肥後国天草郡に来著する

や、その禍心あるを疑つて之を追却すると共に、長門・大宰府のみならず、北陸道及び陸奥出羽あたりまで警固をいまし

め^{三代}、八九三年（寛平五）新羅賊、肥前松浦郡、肥後飽田郡に来寇し^{日本}、その寇翌年に及ぶや、ここに博多警固所の

夷俘五十人を増置したのである^{三代格}。一〇一九年（寛仁三）刀伊入寇の時、前少監大藏種材、藤原明範、散位平為賢、

平為忠、前監藤原助高、兼仗大藏光弘、藤原友近等、警固所に拠つて防戦し、遂に之を拒ぎとめたと報告されているの

は^{朝野群載二十}、警固所が、多少要害的設備を有していたのであらう。純友乱に、小野好古等が、博多津において純友

を破つたというのも、警固所に拠つたものかも知れない。一一〇五年（長治二）宋商李充の博多津入港を報じた警固所解

が、朝野群載二十にある。

警固所解 申請申文事

言上新来唐船壹隻子細事

右件船、今日酉時、筑前国那珂郡博多津志駕島前海到来者、任

先例子細言上如件、以解、

長治二年八月廿日 鑑取田口吉住

本司兼監代百濟惟助

九四五年（天慶八）七月五日、三千斛の荷を積み、一百人を乗せた吳越船を、肥前国高来郡肥最崎警固所が発見して、兵士船十二艘をととのえて、最崎港に抑留し、之を肥前国に報告している本朝世紀天慶。八七廿六条。してみれば、警固所は、大宰府以外の沿岸諸国にもおかれたのであらう。

八七六年（貞観十八）権帥在原行平が大野城をおとずれたとき、城辺の人居の屋舎はくずれ人跡杜絶していたので、「間城司等、申云、此城衛卒卅人、粮米毎月廿四斛、元来納城庫、爾時城庫辺百姓等、逐往還之便、求売買之利、従納税庫以來、人衆無到、売買失術、百姓逃散」といふ。そこで大野城衛卒の粮米を、旧の如く城庫に納めるように請うて許された三代格。弘仁十四年に、主厨・主船を停めて、二員をおき、承和七年にその一員を省いて一員とした大主城は、この「大野城司」に関するものであらう。大野城は、基肆城と共に、六六五年（天智五）に築かれたものである書が、基肆城司については、所伝がない。

(四)

延喜民部式で仕丁二人を充てられた「蔵司」は、管国の調庸物の收納倉である。八七一年（貞観十三）八月十日の官符に、
又聞、管内浮浪之輩、或賂国宰輪調庸之物、貢非土民營設之実、利婦浮手奸偽之徒、濫穢所以難遏、
惡由其弥倍、不警之怠、雖婦府国、容陰之責專在蔵司、右大臣
實、奉勅、有法不行、何期懲革、宜降霜典、更爾將來、仍須愈
惡之物絹及一百疋、綿滿一万屯、蔵司勾当典并使等解却見任、
不曾寬宥、
○三代
格八

とあるので、蔵司の機能及び職能がよくわかる。これによれば、蔵司は、管内の調庸の絹綿を收納するところであり、従つて大宰府貢物の精麿についての責任を負う。その官人には、勾当・監・典がある。なお三代実録には、このことを貞観十四年十月廿六日の条にかけ、且つ「彼府蔵司別并使監典並解却見任」とあり、「別」が別当の意かと思われるものが加

つている。恐らく尙当は別当と同義語として用いられているのであらう。大宰府の綿の名は既に奈良朝初期からその名の聞えていたことは、万葉集の歌によつても知られ、七二九年（天平元）調綿十万屯を大宰府から貢進した記事を最初として、七六九年（神護景雲三）から、七八二年（延暦元）に至る間は、二十万屯の綿を中央に貢進している。七六八年（神護景雲二）には、新羅と交易するために左右大臣以下に大宰府の貢綿七万五千屯を賜つてのように、大宰府の綿は交易品としても用いられたほど、単なる調庸物としてより以上の重要さを有していた。勿論、他の諸地方の養蚕の発達と貢綿貢絹の増加につれて、その重要さは多少減じたはしたが片山直義氏「古代九州に於ける養蚕及び絹の織の発達について」(福岡学芸大学紀要)、然し、一〇三四年（長元七）新嘗会料として綿百屯・絹千疋、率分絹六百疋・率分絹二万屯の色代を進上しており左経記、一六一六年（永久四）にも率分絹綿を進上しているなど朝野群載三十、その機能は依然温存していることがわかれる。

綿絹の収納司の蔵司に対して、庸米税米を収納する「税司」があり、これを収納する税倉があつた。貞観十八年三月十三日の官符に、「除五使料之外、庸米并雜米總納税庫、毎月下行、若非有判行、輒以下用、監当之官、准法科罪」とみえ三代格十八大宰府官人の俸料なども税司の下行するところであつた。また、三代実録元慶五年二月十九日の条によるに、大宰府の所司は「須惣勘管国税帳、并知通行之物数」とみえる所司も税司であらう。東大寺文書に、次の如きものがある百卷本四十三号

応以税司納米、日別壹升伍合、永下行觀世音寺金堂仁王長講

「即日下行漆升伍合 十月廿五日以後料

仏供料等、

預矢作

右仏供料米、割大貳月銀内、日別充一升五合、随彼寺長講所之

十郡司別 在判

請司永下行之状、所定如件、司宣承知、永為例下、不待新行判

別当散位橋 在判

判、依件充下之、

十一月一日下肆斗伍升 当月料

永延三年十月廿五日 大典日置宿禰 在判

預矢作 在判

大貳藤原朝臣 在御判

別当散位橋

十二月一日下肆斗伍升 当日料

預矢作 在判

別当散位橋 在判

十郡司別

即ち、税司には、別当・十郡司・預なる官人がある。この中、十郡司については、八〇九年（大同四）正月廿六日の官符に、三代格六

聽運九箇度使料米事

貢綿使料四百六十斛

使料六十斛 史生料卅斛

書生二人料廿斛

郡司十人料三百斛

郡司子弟十人料五十斛

朝集使料百卅斛

使料八十斛 史生料卅斛

雜掌二人料廿斛

正税帳使料八十斛

使料六十斛 雜掌二人料廿斛

大帳使料五十斛

使料卅斛 雜掌二人料十斛

調帳使雜掌二人料廿斛

御贄使料卅斛

使料卅斛 厨造一人 書生二人料十斛

別貢使料卅五斛

使料卅斛 書生三人料十五斛

相撲人使料十斛

紫草使料十斛

とある、貢綿使郡司十人と関連あるものと思われ、八二五年（天長二）に、大宰府に直する書生を以て、権りに郡司に任ずることを定めて、

府所惣管九国二島、政迹之体、内外相兼、雜務出納、触事紛繁
監典等早朝就衙、午後分行、多事少人、僅檢大略、唯就事書生
得弁細碎、因茲承前選撰書生、每所配充、永置不替、求得経按
繫名郡司、尽其勤草、而依太政官去弘仁三年八月四日符、郡司

之選、一依固定、書生等競就本國、無心留府、雖加捉搦、免而
無恥、弘仁七年以來雜公文、至今未進、職斯之由、望請、置府
書生、隨其才權、任主帳以上、惣數莫過十人、名繫郡司、身留
府衙、以繼譜之慶、爾奔驟之心、

とある、府の書生にして、郡司に権任されたものである。延喜式にも、

凡大宰府書生帶郡司者、莫責同門一從、
部式

凡權任郡司不給職田、但大宰府書生帶郡司者、不在此例
式上

とみえ、また大同二年に、府の使部書生等に借貸稻を給すべきことを定めて、

檢例帳簿、直府使部二百人、散仕一百人、四月上旬使部九十
許人、書生二十許人、量其官任、分爲三等、正稅稻給借貸、人
別五百束以下百束以上者、府准例給之、其來尚矣、今加覆審、
借貸官稻、非法所聽、覺拳停止、但使部・書生等、不顧產業、
遠直府下、頗賜貸借、濟其家途、雖然務劇賞薄、進少退多、今
依法意、已從停止、物情難動、望請、依旧貸賜者
格十四

とみえるので、府の書生は、散仕として一百人も常時府に詰めており、而も彼等は、管内諸國から大宰府に出府しているものであり、天長二年の官符では、彼等が郡司の子弟であることを示している。使部も亦、地方土豪の子弟であることは、七七三年（宝龜四）大宰府の使部は、外散位を取りて補し、人数足らぬ時にのみ二十人以上を限つて白丁を補すると定めたことによつて知られる。三代格五延曆十
六四十三官符使部書生合せて三百人とすれば、管内の郡司家の大部分は、その子弟を大宰府に出仕せしめていたことにならう。大宰管内には、大宰府官人―監・典―によつて、大規模な土地所有が展開されているのも、一にはこうしたことが原因であらう。

次に長徳四年、觀世音寺田を兵馬所が押妨することを訴へた寺牒に加えた大式の外題に「下大帳所兵馬可勘申」と見える。内閣文庫文書長徳四
十一五觀世音寺牒案大帳は計帳の保管所であり、正稅帳の責、計帳手実の事務を行うのが本来の役目であるが、後には正稅を出す田地のことも取扱つたのであらう。然し、大宰府大帳所に關しては、他に所見がない。

大帳所に關連して、「公文所」がある。公文所は申すまでもなく、宰府の公文を取扱うところで、主として文書の保管を職としたらしい。然し、中央の院の文殿や撰闕家の文殿と同様に、田地の相論、訴訟の裁斷をも行つた。一〇三五年（元八）、觀世音寺と兵馬所の田地相論には、公文所が、兵馬所直人戸頭中臣師信を召問し、その陳狀によつて觀世音寺上座運妙、作人法高等を問注し、彼此の申狀を注進して、兵馬所の申す所は頗る其の理あるに似たるも、所領を領せずして數

十年を経て後に、今更妨を成すわけであるから、邊迹の法あるべしと勘申し、

長元九年五月十日

十郡司酒井

府頭中臣

清原

府老大中臣

山宿禰

少典大中臣

大典阿刀

監代伴 在判

少監酒井 在判

大監日下部 在判

権大監豊嶋真人

少監御春朝臣

権大監秦宿禰

散位守中原朝臣

散位藤原 在判 ○内閣文庫文書

とあり、また一〇八九年（寛治三）觀世音寺と松永法師との、筑前国上座郡把岐莊内の桑垣の相論についても、公文所は、両方から文書を召しよせて勘文をつくつてゐる。この勘文に連署した公文所の官人は、

寛治三年九月廿日

案主書生紀

監代竹志

監代小乃 在判

監代藤原

監代早良 在判

監代大中臣 在判

少典清原

大典清原 ○東南院文書七ノ九

とあつて、その構成は、他の「所」に比べてはるかに充実している。勿論、訴訟の問注ばかりではなく、文書そのものの勘申ししたのであつて、一〇三七年（長元十）の觀世音寺修理所の修理米用途帳には、その袖に、

公文所

勘申 擬 □ 山

山

山 (花押)

宗形

山 (花押)

宗形朝臣 (花押)

惟宗朝臣 (花押)

府頭和氣 (花押)

少典大中臣

大典 山

大典 山

少監酒 井(花押)

少監藤 原

権大監豊嶋真人

少 監御春朝臣

少 監豊嶋真人

権大監

前大監中原朝臣(花押)

散位藤原朝臣(花押) ○中村雅真
氏所藏文書

と丹勘を加えている。前出長元九年の公文所問注勘文と、この丹勘とは、一年をへだてるのみであるのに、署名者に出入があるのは、前者は、問注事務に關係した官人のみをあげたのであらう。十郡司及び庁頭は、税司・兵馬所においても見られたが、府老は公文所が初見である。府老は、臨時のものではあるが、大宰府の「造観世音寺行事所」にも見え、一〇六六年(治暦二)の同所請文に、

治暦三年十一月廿日

文殿内藏

府掌平 在判

庁頭藤井 在判

府老大中

典代不知山 在判

権大監大藏

権少監御春 在判

大監豊嶋真人

権大監紀朝臣 在判

少監藤原朝臣

と見え根岸、文書、文殿・府掌・庁頭・府老が参加している。(同じ年の六月四日の「造観世音寺行事所」の請文では、この四者はなくて、典代不知山・少典宗形・監代菅野・権大監大藏・権少監御春・大監惟宗・大監菅野・権大監紀・少監藤原と連署していて、五ヶ月の間に入出があるのは、職員の変化によるものではないであらう)。文殿は公文所の職員たること示すものであらうし、府掌は延喜民部式に、「凡陸奥鎮守大宰府府掌各二人、每人給職田二町」とあるもので、その具体的職掌はさだかでないが、太宰府には二人しかいないことがわかる。府老は府の故老というところから出た、一種の家格

を示す語となり、家格によつて小府の事務に関係するに至つたものであらう。今日、大宰府町に、「不老」なる姓があるのは、この府老の転じたものであらう。

民部式に、仕丁一人を充てるとある。「薬司」の名は、その名を伝える唯一の史料である。令に大宰府に医師二人をおき、診候療病を掌らしめたが、義解の博士の項の註によれば、「其医師不称教授者、文略也、一とあり、集解に「釈云、医師教諸国医生也」とみえる。文徳実録天安元年十一月戊戌の条、藤原衛の伝に、彼が大宰大式となつて赴任するや、

上奏云、博士執經授業之職、医師合藥療治之最也、雖道自有優劣、然事非無緩急、何者、一夕之命得方、則存其生理、百年之自失術、則墜其天算、彼飛鳥之葦草、流香之反魂、言於世路、是甚急者、而今府所任置醫師等、未必其人、假名居位、三葉非

共知、十療無一驗、遂使病門失望、豈是皇度本意乎、望至件一色殊依朝選書奏之、時議容之、自此始羅典藥、生受業練道者、以為彼管内醫師、

とみえ、典藥学生及第者を以て大宰管内の医師に任せられることとなつた。衛が大式に任じたのは、八四二年（承和九）のことである。大宰府の医師は、大宰府管内九国の病者の療病のことを掌つていたので、府から遠くはなれたところでは、病者に間に合はない。そのため、大隅・薩摩・日向・吉岐・対馬では、早くから別に、博士・医師がおかれたが、他の諸国、筑後・肥前・肥後・豊前・豊後の五ヶ国は、この藤原衛の建議があつて後、漸く八四五年（承和十二）に、国別に医師をおいた。これまでこれ等の諸国の病人は、大宰府まで出かけて診療をうけたため、命を道に失うものが少くなかつた。続日本後紀 延喜典藥式に、大宰府から本蘭皮百五十斤、土瓜・石膏各十斤、竜骨六十斤、皂莢四十斤、代赭、禹余粮各一斗、鬼臼四升、狸骨二具、檳榔子、人參各二十斤、石斛十斤を典藥寮に別貢使に附して送ることを定めている。此等を順備するのも「薬司」であらう。あ宮内省被官の典藥寮は、

頭一人、掌諸藥物、療疾病及藥園事、（○中略）医師十人、掌生冊人、掌字諸医療、針博士一人、掌教針生等、針生廿人、掌療病諸疾病及診候、医博士一人、掌諸藥方脈經、教授医生等、医針、案摩師二人、掌療諸傷折、案摩博士一人、掌教案摩生等、案

摩生十人、掌学案摩療傷折、咒禁師二人、掌咒禁事、呪禁博士一人、掌教呪禁生六人、掌学咒禁、薬園師二人、掌知薬性色目、種とあるが、府の薬司は、その縮刷したものである。丁二人、薬戸、乳戸、探薬園諸草薬及教薬園生、薬園生六人、掌学諸薬、使部廿人、直

八二六年（天長三）守衛のための兵士をやめて選士を雑役に充てることとなつた「貢上染物所」は、前掲貞観四年九月廿二日の官符に、「厨司、染所五使料等惣三千七百八十斛」とみえるところで、八三八年（承和五）の太政官処分、

大宰府例進緋紬一百端、今定紺紬十端・黒緋紬四十端・緋紬五十端・両革五十枚、今度白革卅枚、両革廿枚、

とみえ、延喜民部式、年料別貢雑物の項に、

榴油十石、席三千枚、

大宰府 銀八百九十兩、深紫帛五十疋、深紫帛一百疋、深緋綿
紬廿四疋、緋綿紬七十六疋、紺紬十疋、深紫帛布廿端、浅紫帛
布廿端深緋帛布卅端、浅緋帛布卅端、白帛布五十端、紫革卅張、
緋革卅張、賞革卅張、両革廿張、洗革一百張、白革卅張、海石
右算園調物、依件染造、其雜綵并革等、並盛韓襪、其連脚者
並給功食、

とある、此等の貢上染物を造るところであり、延喜式部式に、「大宰府染生一人、並預勘籍例」とある染生は、ここに属するものであらう。

貢上染物所と同時に雑役の選士を充てられた「作紙所」は、他に所見がない。然し、延喜民部式、年料別貢雑物の太宰府別貢雑物の中に、斐紙二千張、麻紙二百張があるし、一〇二二年（治安元）十一月二十三日、太宰府例進の紙を催促したことが小右記にみえる。

一〇八五年（応徳二）四月十四日、京都の太政官庁において、太宰府貢物使田口為友及び藤井国方が、承保二年分の貢物を預かりながら、二ケ年も経過して持参したことを責められて勘問をうけた。為友の陳詞に、「御勘問の旨は尤も至極であります、然し、あの納物等を送る綱丁に私達が定められたとき、即時に現物を預からうとしましたが、府庫に納

物がなないから、管内諸国の未済物を集めて取あえず解文をつくつておいたものです。前都督も、早く未済を催促して進上せよと、偏に貢物所に仰せおいて入京せられました。その後私達は、使節を果すために、早く催徴して下さる様、申しましたが、諸国は中々弁済しませんので、空しく年月を送つてしまいました。そこで遅参のお叱りを遁れるために、申文を貢物所に差出して、外題をいただいて来ました。事の子細は、申文に見えておりますので、副えて進上してあります云々」とのべている朝野群載六。貢綿、貢染物、貢葉、貢紙等莫大な貢物を取扱うために、貢物所の存在は不思議ではないが、その名の所見は、これが唯一である。

(五)

最後は、「政所」である。政所は、一〇三八(長曆二)に、左右両郭に下した政所下文が初見である内閣文庫文書。その官人の連署は、前掲位署の表に示した如くである。これまでの太宰府の文書は、「所」の発したものを除き、府としてのものは、「太宰府符」乃至「太宰府牒」又は「解」であつて、帥以下の連署であるが、政所下文は、大監以下の連署である。この時以後、

長曆二年三月八日政所下文(兵馬所宛)

○内閣文庫文書

庚平二年七月廿七日政所下文(左郭司宛)

○松浦厚民所藏文書

寛徳二年二月廿九日府政所牒(観世音寺宛)

○守屋孝蔵氏所藏文書

治曆四年四月九日政所下文(左郭使宛)

○松浦厚民所藏文書

永承七年六月八日府政所牒(八幡宇佐宮弥勒寺宛)

○宮寺縁事抄官

延久四年三月十三日政所下文(左郭使宛)

○松浦厚民所藏文書

となつており、

延久四年六月五日下午文(兵馬所宛)

○内閣文庫所藏文書

寛治三年九月廿二日下午文(筑前国雜掌宛)

○東南院文書七ノ九

次に、

寛治六年十一月廿六日府政所下文（上座郡司宛）

○百卷本東大寺
文書五十号

ついで、

永長二年六月廿五日府政所牒（安樂寺宛）

○根岸
文書

永長二年六月廿六日府政所牒（安樂寺宛）

○根岸
文書

とあつて、多少変化を示しているが、何れも府政所のものであり、この間、大宰府の「符」及牒も亦依然として出されている。府符或は府牒と、政所牒（政所符はない）との区別は、国衙に対する時には前者が用いられる。府政所下文に、帥又は大弐の判を加えられており、多くの場合、帥又は大弐の奉書の如き形式をとつてゐる。従つて、府政所は、平安末に各国にあらわれた「留守所」とは異つてゐる。然し、府の官人を在庁官人と呼ぶことは、一〇八一年（永保元）の水左記十月五日の条が初見であるが、国守の庁宣にあたる「大宰宣」は、一一二三年（保安四）大弐藤原長実の「大宰宣」が初見である朝野群載二十。一一二六年（大治元）の府政所下文は、「大府宣」を施行したものであるが、袖に「在府目代判」とあつて、「目代」がおかれて、ようやく府政所も、留守所性格をおびて来たことがうかがわれる。果して一一三二年（天承二）には、府裁を申請した大宰府在庁官人解があらわれている宮寺縁事抄十二。この解を受けとつた大宰大弐源経忠は、更に之を太政官に言上している同上。

保延七年五月五日庁宣（大宰府在庁官人宛）

○東大
寺文書

久安五年七月十二日庁宣（大宰府在官人宛）

○醍醐雜
事記十三

康治元年六月卅日庁宣（大宰府在庁官人宛）

○醍醐雜
事記十三

などあつて、在庁官人の留守所性格をますます強くしている。然し、「府留守所」の名は、遂に史上に現れない。

以上で、大宰府の「所」でその存在の明らかになつたものは、学校院・兵馬所（兵馬司）・審客所・主厨司・主船司・匠司・修理器仗所・防人司・警固所・大野城司・蔵司・大帳所・公文所・菓司・貢上染物所・作紙所・貢物所・政所の十八所である。この中、政所が中央の太政官庁的地位を占めることは、申すまでもない。

**A Study of the *Mandokoro* (政所: government office)
of *Dazaifu* (太宰府) By R. Takeuchi**

Researching the organization of the government office (*Mandokoro*), founded at *Dazaifu* to administrate the Kyushu district and to negotiate with China, I found that the office was divided into sixteen departments (所: *sho*), *Heibasho* (兵馬所), *Bankyakusho* (蕃客所), *Saisho* (税所), *Kuratsukasa* (蔵司), *Gakkoin* (学校院), *Kegosho* (警固所), *Shusenshi* (主船司), etc. Each of them had the officials, who came from some powerful families in Kyushu. They worked under the direction of upper officials dispatched from the central government. In the 12th century, many of them became large landowners, taking advantage of their authorities as the officials of *Dazaifu*.